

広島県労働委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年四月一日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県規則第四十四号

広島県労働委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則

広島県労働委員会事務局の組織に関する規則（昭和二十八年広島県規則第九十号）の一部を次のように改正する。

第二条中「室を」を「課を」に、「総務調整室」を「総務調整課」に、「審査室」を「審査課」に改める。

第四条の見出し及び同条中「総務調整室」を「総務調整課」に改め、同条第一号中「審査室」を「審査課」に改める。

第五条の見出し及び同条中「審査室」を「審査課」に改める。

第六条第一項中「室に室長」を「課に課長」に改め、同条第三項中「室長」を「課長」に改める。

第七条第三項中「室長」を「課長」に、「室の」を「課の」に改める。

第八条中「服務については」の下に「、別に定めるもののほか」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。